

◎新潟県告示第151号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和2年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚 数	免税軽油引取に係る販売業者
50リットル	N04756681～N04756684 N04756689～N04756700	16	新潟県新潟市北区松浜東町1-11-26 此村石油株式会社 神谷内給油所